

平成31年度

# 学校生活 ハンドブック



## 校章

5つの教育目標を、青梅を象徴する「梅の花」に重ね、図案化したものです。

## 東京都立青梅総合高校定時制課程

〒 198-0041 東京都青梅市勝沼1-60-1

電話 0428-22-7604

FAX 0428-22-7624

<http://www.ome-sogo-h-metro.tokyo.jp>

かてい だいじ ほかん くだ  
家庭で大事に保管して下さい。



「自主」「創造」「探求」「開拓」「貢献」の5つの目標を掲げ、歴史ある青梅の地に、今後100年以上  
つづ 続ける新たな伝統校を共に作り上げて行こうとの思いで、入学生を受け入れています。

青梅総合高校 校歌  
『広野に』

作詩：林 望  
作曲：上田真樹

おおらかに ♩=96  
*mp*

1.もりはしげる、このあおがきのやま、とり  
2.みずはひかる、このさみどりのたに、くも

*mf*

はうたう、このみのりあるえだ、ひかりさす、ま  
ははこぶ、このかぎりないそら、あおぎみる、ま

なびやのまどに、わたしたちの、そうぞうのちから  
なびやのうちに、わたしたちの、たんきゅうのこころ

*f*

は、いま、いま、ゆたかにさきわう、かかげよ  
は、いま、いま、しずかにみなぎる、ひらけよ

一、じしゅのあかりを、もやせよ きぼうのほのお  
二、みちのとびらを、つとめよ あらたなひび

*mf*

を、かがやかな、ここおうめの、おうめのひろの  
を、みどりなす、ここおうめの、おうめのひろの

1 森は茂る、この青垣の山  
鳥は歌う、この実りある枝  
光射す、まなびやの窓に  
わたしたちの、創造の力は  
いま、豊かにさきわう  
かかげよ、自主のあかりを  
もやせよ、希望の焔を  
輝やかな、ここ青梅の  
青梅の広野に

2 水は光る、このさ緑の溪  
雲ははこぶ、この限りない空  
仰ぎ見る、まなびやのうちに  
わたしたちの、探求の心は  
いま、静かにみなぎる  
ひらけよ、未知の扉を  
つとめよ、新たな日々を  
緑なす、ここ青梅の  
青梅の広野に

(以下は合唱曲として歌う場合のみ)

巡り巡る 春秋  
ただ一度の 若き日  
悔いるなかれ この日を  
忘るなかれ ともがき  
さあ 立とう  
立とう 真直ぐに  
さあ 往こう  
往こう はるかに

もくじ  
目次

(1) 学則	(9) 進路指導について
(2) 高校生活の心構え	(10) 図書館の利用について
(3) 教育課程 進級・卒業	(11) 保健室の利用について
(4) 学校生活の一日	(12) 給食について
(5) 学校生活の四年間（三年間）	(13) 生徒会活動・生徒会会則
(6) 三修制とは	(14) 経営企画室取扱い窓口について
(7) 学校生活のきまり・特別指導の基準	(15) 学校感染症による欠席届
(8) 学校行事・部活動	

がくそく  
(1) 学則

だい しょう そうそく  
第1章 総則

だい じょう ほんこう こうとうがっこうせっち きじゆん もと そうごうがっこうこうこう こうこう  
第1条 本校は、高等学校設置基準に基づく総合学科高校の高校である。

だい じょう ほんこう ぜんにちせいしかてい ていじせいかてい お かてい たんにせい  
第2条 本校は全日課程と定時課程を置き、いずれの課程も単体制とする。

だい じょう ほんこう だんじよきょうがく がっきゆうすうおよ せいとすう ていいん いか とお ぜんにちせい かてい がっきゆう  
第3条 本校は男女共学とし、学級数及び生徒数の定員は以下の通りとする。全日課程は18学級、  
720名とする。定時課程は12学級、360名とする。

だい じょう しゅうぎょうねんげん い か とお  
第4条 修業年限は以下の通りとする。

ぜんにちせい かてい ねんいじょう ていじせいかてい ねんいじょう  
全日課程は3年以上とする。定時課程は4年以上とする。

ていじせいかてい しゅうせい どうにゅう さい しゅうぎょうねんげん ねんいじょう  
定時課程は3修制を導入する。その際の修業年限は3年以上とする。

だい しょう がくねん がつきおよ きゅうぎょうび  
第2章 学年・学期及び休業日

だい じょう がくねんど がつついたち がつ にち つぎ がつき くぶん  
第5条 1学年度は4月1日から3月31日までとし、次の3学期に区分する。

いちがつき げんそく がつついたち がつまつ  
一学期 原則として4月1日から8月末までとする。

にがつき げんそく がつついたち がつまつ  
二学期 原則として9月1日から12月末までとする。

さんがつき げんそく がつついたち がつ にち  
三学期 原則として1月1日から3月31日までとする。

だい じょう きゅうぎょうび い か とお  
第6条 休業日は以下の通りとする。

か きゅうぎょうび どうき きゅうぎょうび しゆん ききゅうぎょうび ちゆう かきゅうぎょうきかん べつとさだ いかりやく  
夏季休業日、冬季休業日、春季休業日を設ける。各休業期間は別途定める。以下略

だい しょう にゅうがく てんがく きゅうがく たいがくおよ りゅうがく  
第3章 入学・転学・休学・退学及び留學

だい じょう にゅうがくしかく にゅうがくしゅせんぱつ いかりやく  
第7条 入学資格、入学者選抜 以下略

だい じょう せいとていいん けつていん ばあい せんこう うえ そうとうねんじ てん へんにゅうがく きよか てん へんにゅうがく かん  
第8条 生徒定員に欠員のある場合、選考の上、相当年次に転・編入学を許可する。転・編入学に関する規定は別に定める。

だい じょう せいと てんがく きゅうがく たいがくおよ りゅうがく しよてい てつづ  
第9条 生徒が、転学、休学、退学及び留學しようとするときは、所定の手続きをしなければならない。所定の手続きは、別に定める。

だい しょう きょういくかていおよ たんい りしゅう しゅうとく そつぎょう にんてい  
第4章 教育課程及び単位の履修・修得・卒業の認定

だい じょう こうちょう きょういくもくひょう たつせい きょういくかていおよ へんせい きょういくかていおよ じゆぎょうにっすう べつ  
第10条 校長は、教育目標を達成するために、教育課程を編成する。教育課程及び授業日数は別に定める。

だい じょう たんい りしゅう べつ さだ しゅうせきじょうけん み ようけん たんい しゅうとく りしゅう にんてい  
第11条 単位の履修は、別に定める出席条件を満たすことを要件とする。単位の修得は、履修が認定され、かつ一定の学習成果が認められることを要件とする。単位の認定は、別に定める規程に従う。

だい じょう ねんかんいじょうしゅうぎょう べつ さだ ひっしゅうかもく りしゅう か たんい いじょうしゅうとく ばあい そつぎょう  
第12条 3年間以上修業し別に定める必修科目を履修し且つ74単位以上修得した場合に、卒業を認定する。

だい しょう しょうばつ  
第5章 賞罰

だい しょう しょうばつ  
第13条 校長は別に定める表彰規程に基づき、生徒を表彰する。校長は、教育上必要と認めたと  
きは、学校教育法第11条・学校教育法施行規則第13条に基づき懲戒を行う。懲戒は、退学  
、停学、訓告、その他とする。

だい しょう  
第14条 校長は、次の各号の一つに該当する生徒に退学を命ずることがある。  
1. 品行不良で改善の見込みがないと認められる者。 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認  
められる者。 3. 正当の理由がなくて出席が常でない者。 4. 学校の秩序を乱し、その他生徒と  
しての本分に反した者。

だい しょう  
第6章 学校徴収金等

だい しょう  
第15条 本校の教育活動に必要な費用は所定の方法により納入する。

だい しょう  
第16条 本校の教育上必要な諸経費の負担については、別に定める。

だい しょう ぼそく  
第7章 補則

だい しょう  
第17条 本校の規則はすべて本学則に基づいて制定される。

ふそく  
附則 この学則は、平成18年4月1日より施行する。

こうとうがっこう ぎむ きょういく  
高等学校は義務教育ではなく、自分の意志で通う学校です。



こうこうせいかつ こところま  
(2) 高校生活の心構え

ほんこう せいかつしどう い か りねん すず  
ア 本校の生活指導は以下の理念のもとで進めています。

- ①自分も含め、人の命を大事にし、人権を尊重する。
- ②自分勝手にならず他人を思いやり、社会に役立つ人になる。
- ③やっていけないことはやらない、善悪を判断する力を身に付け、行動できる。
- ④多くの人に支えられていることを理解し、社会の一員として人に役立つ人になる。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ちが  
イ 中学校と高等学校の違い

じゅぎょう しゅつせき たんい  
①授業に出席し、単位をとること。

ちゅうがっこう おお ちが じゅぎょう しゅつせき じゅぎょう さんか じゅぎょう まな  
中学校と大きく違うことは授業に出席し、授業に参加しなければその授業を学んだことにな  
らず、進級も卒業もできません。学校に来ていても授業に出席しなければ、進級も卒業も出来  
ません。

たにん めいわく か こうい とくべつしどう たいしょう  
②他人に迷惑を掛ける行為は、特別指導の対象となります。

ほごしゃ れんらく  
ウ 保護者への連絡

がっこう ひつよう おう ほごしゃ でんわ かなら でんわ で ねが  
・学校は、必要に応じて保護者に電話します。必ず電話に出てくださいようお願いします。

(3) 教育課程、進級・卒業

ア 平成31年度教育課程表

	科目	単位数
1年次	国語総合 世界史A 数学Ⅰ 科学と人間生活 体育 保健 コミュニケーション英語Ⅰ 家庭基礎 自然と農業 産業社会と人間	19単位
2年次	国語総合 現代社会 数学Ⅰ 生物基礎 体育 保健 芸術(音楽Ⅰ 美術Ⅰ 工芸Ⅰから1つ) コミュニケーション英語Ⅰ 自然と環境 人間と社会・総合的な学習の時間	19単位
4修制3年次	現代文A 日本史A 体育 コミュニケーション英語Ⅱ 社会と情報 総合的な学習の時間 選択科目(下の表から4科目)	19単位
4修制4年次 3修制3年次	現代文A 体育 総合的な学習の時間 選択科目(下の表から7科目、3修制は10科目)	19単位

4修制3年次選択科目	4修制4年次・3修制3年次 選択科目		
国語表現	くらしと国語	音楽Ⅱ、美術Ⅱ、工芸Ⅱ	草花
数学A	国語表現	三修体育	食品の科学
音楽Ⅱ、美術Ⅱ、工芸Ⅱ	世界史A	スポーツ	発酵学入門
英語表現Ⅰ	数学Ⅰ	くらしと英語	子ども文化
生物活用	数学Ⅱ	コミュニケーション英語Ⅱ	フードデザイン
生命と自然	化学基礎	情報の科学	服飾手芸
社会生活と福祉	生物基礎	プレゼンテーション	被服
子どもの発達と保育	地学基礎	植物バイオテクノロジー	マイ・ライフ・デザイン

3修制選択科目		単位数
1年次	くらしと国語 数学A 化学基礎 英語表現Ⅰ 自然と環境 服飾手芸から3つ	6単位
2年次	日本史A 社会と情報 生命と自然 社会生活と福祉から3つ	6単位
3年次	倫理 生物基礎 古典A コンピューター活用 生物活用 子どもの発達と保育から3つ	6単位

イ 卒業の条件

本校を卒業するためには74単位以上を修得する必要があります。  
 単位とは1週間に1時間、年間を通して行われる授業を1単位といたします。  
 たとえば1週間に2時間の国語総合の授業は2単位です。本校では1週間に  
 19時間の授業を行うので1年間に19単位の授業を受けることになります。

ウ 進級の条件

各年次の19単位をすべて修得することが原則です。単位が不足した場合は  
 原級留置となります。

① 単位の履修

「履修」とは授業に出席し参加することを言います。本校では1単位当り10時間以上  
 欠席すると未履修といて授業を受けたことにはなりません。(年間2単位の授業の場合は  
 20時間以上の欠席で未履修となります。)

② 単位の修得

「修得」とは履修(しっかり授業に参加)の条件を満たし、その授業の学年末の評定  
 が2以上の場合をいいます。評定が1の場合は履修したことにはなりますが、単位を修得し  
 たことにはなりません。(原級留置の対象となります)

③ 評価・評定

学習の成果の評価は定期考査、普段の学習活動、実技実習、提出物、授業態度、出席  
 状況などを総合して行います。評定は5段階で行います。

④ 遅刻・欠席

たん い じ かん ぶん じゅぎょう じゅぎょうかいし じ かん ぶんみまん ちこく かもく ちこく  
 1単位時間45分の授業で授業開始時間より15分未満の遅刻は、その科目の遅刻となり  
 ます。それをこえた場合は欠席になります。また遅刻3回で欠席1回となります。

⑤ 欠席  
 にゅうがくしけん しゅうしょくしけん ぶかつどう こうしきせん じゅぎょう しゅっせき ばあい けっせき  
 入学試験、就職試験、部活動の公式戦などで授業に出席できない場合は、欠席になら  
 ない場合があります。

⑥ 忌引き  
 きび あつかい にっすう い か  
 忌引き扱いの日数は以下のとおりです。  
 ふうぼ か そふぼ か た しんぞく にち ふうぼ さいし にち  
 父母7日、祖父母3日、その他の親族1日、父母の祭祀1日

⑦ 出席停止  
 しゅっせきていし  
 ほうりつ き でんせんびょう いし きよか で がっこう とうこう で き  
 法律で決められた伝染病などは、医師の許可が出るまで学校に登校することが出来ません。  
 きび しゅっせきていし ばあい しゅっせき にっすう じょうかい きょうか けっせきじすう かぞ  
 忌引き・出席停止の場合は出席すべき日数から除外され教科の欠席時数にも数えられま  
 せん。

⑧ 定期考査  
 ていきこうさ  
 ねん かい ていきこうさ おこな ていきこうさ しゅうかんまえ ていきこうさきかんちゅう せいとかいかつどう  
 年5回の定期考査を行います。定期考査1週間前から定期考査期間中は、生徒会活動・  
 ぶかつどう きゅうし  
 部活動は休止になります。

工 災害時の対応についての規定

たいふう おおゆき じしんどう つぎ じたい しょう ばあい い か しめ たいおう と くだ  
 台風・大雪・地震等により次の事態が生じた場合は以下に示すような対応を取って下さい。

- 1 午後2時の時点で、東青梅駅を通る青梅線が運休している場合  
 さんしゅうせい じゅぎょう したくがくしゅう したく たいき ほんこう どう じょうほう  
 →三修制の授業は自宅学習です。自宅で待機し本校のホームページやテレビ等の情報  
 ちゅうい つぎ はんたん そな  
 に注意し、次の判断に備えてください。
- 2 午後4時の時点で、東青梅駅を通る青梅線が運休している場合  
 こご じ じてん ひがしおうめえき とお おうめせん うんきゅう ばあい  
 ぜんじつしたくがくしゅう  
 →全日自宅学習です。
- 3 午後4時までに運行が再開されている場合は、1時間目から平常どおり授業を再開します。  
 こご じ とうこう さいかい ばあい じかんめ へいじょう じゅぎょう さいかい  
 あんぜん りゅうい どうこう  
 安全に留意して登校してください。
- ◇ 以上を基本的な判断基準としますが、台風の接近や停電等の状況によっては、上記の規定  
 いじょう きほんてき はんたんきじゆん たいふう せつきん ていでんとう じょうきょう じょうき きてい  
 によらず判断することがあります。その場合の連絡は学校のホームページ等に掲示します。
- ◇ 他の交通機関の運休や災害等に登校が困難な場合  
 はんたん ばあい れんらく がっこう どう けいじ  
 →その状況を学校に連絡し、学校からの指示に従ってください。
- ◇ 登校後に状況が変化する可能性がある場合は、学校が判断し、下校時間の繰上げ等の対応  
 どうこうご じょうきょう へんか かうせい ばあい がっこう はんたん げこうじかん くりあ どう たいおう  
 おこな  
 を行います。

オ 大震災が起きたときの学校の対応について

- ① 学校のホームページと「J-anpi (安否情報の検索サイト)」によりお知らせします。  
 がっこう あんぴじょうほう けんさく し  
 ② 地震発生から3日間程度、帰宅させず、学校の中で生徒を保護することがあります。  
 じしんはっせい みっかかんでいど きたく がっこう なか せいと ほご  
 ③ 登下校中や自宅等にいる時に大きな地震が起きた場合、学校は、電話やSNSにより生徒の  
 とうげこうちゅう したくなど とき おお じしん お ばあい がっこう でんわ せいと  
 あんぴ かくにん  
 安否を確認します。

がっこうせいかつ いちにち  
 (4) 学校生活の一日

な じかん かんり じぶん おこな くだ  
 チャイムは鳴りません。時間の管理は自分で行って下さい。

- ア 登校時間 17時35分 SHR  
さんしゅうせい せいと じ ぶん きゅうしょく じ  
 (三修制の生徒は15時40分から、給食は17時から)
- イ 授業開始 17時40分 1限  
じゅぎょうかいし じ ぶん げん
- ウ 最終下校時間 21時55分  
さいしゅうげこうじかん じ ぶん
- エ 17時以前の登校は、原則として禁止です。(三修制受講の生徒は15時以前登校禁止)  
じいぜん とうこう げんそく きんし さんしゅうせいせいじゅこう せいと じいぜんとうこうきんし
- オ 特別な事情で早く登校する場合は、自習室で待機して下さい。  
とくべつ じじょう はや とうこう ばあい じしゅうしつ たいき くだ
- カ 欠席の連絡は、17時までに電話で行います。その際「定時制の生徒」であることを連絡して下さい。  
けっせき れんらく じ でんわ おこな さい ていじせい せいと れんらく  
 授業時間割(定期考査、短縮時間割は時間が変わります)

A限(45分)	15:40~16:25	三修制授業 実施時間
B限(45分)	16:25~17:10	
給食(34分)	17:00~17:34	
SHR	17:35~17:40	
1限(45分)	17:40~18:25	
2限(45分)	18:30~19:15	
3限(45分)	19:25~20:10	
4限(45分)	20:15~21:00	
清掃 部活動等	~21:50	
完全下校	21:55	

がっこうせいかつ よねんかん さんねんかん  
 (5) 学校生活の四年間(三年間)

- ねんじ じゅぎょう ひっしゅうじゅぎょう ちゅうしん  
 1年次 授業 必修授業が中心
- ねんじ じゅぎょう ひっしゅうじゅぎょう ちゅうしん げいじゅつせんたく どうにゅう  
 2年次 授業 必修授業が中心、芸術選択を導入
- ねんじ じゅぎょう ひっしゅうじゅぎょう ほか せんたくかもく どうにゅう さんしゅうせいせいとそつぎょう  
 3年次 授業 必修授業の他に選択科目を導入 (三修制生徒卒業)
- ぎょうじ しゅうがくりょこう よてい  
 行事 修学旅行(予定)
- ねんじ じゅぎょう せんたくかもく ちゅうしん  
 4年次 授業 選択科目が中心

さんしゅうせい  
 (6) 三修制とは

ていじせいこうこう そつぎょう ねんかながっこう かよ ひつよう そつぎょう ひつよう たんい しゅうとく  
 定時制高校は、卒業まで4年間学校に通う必要があります。卒業に必要な単位を修得するためには  
 ねんかん ひつよう さんしゅうせい へいじょう せいぎ じゅぎょう ねんかん たんい じゅぎょう せいぎ  
 4年間が必要です。三修制は平常の正規の授業にプラスして3年間で18単位の授業を正規の  
 じゅぎょうまえ じゅこう そつぎょう ひつよう たんい しゅうとく せいど  
 授業前に受講し、卒業に必要な単位を修得する制度です。

ねんじ たんい しゅうかん じかんじゅぎょう か ねんじ たんい しゅうかん じかんじゅぎょう か ねんじ  
 1年次6単位(1週間に2時間授業が3日)、2年次6単位(1週間に2時間授業が3日)、3年次  
 たんい しゅうかん じかんじゅぎょう か けい たんい しゅうとく  
 6単位(1週間に2時間授業が3日)計18単位を修得していきます。

せいど つよ いし けいそく とりよく ひつよう あんい ねんかん そつぎょう  
 この制度は、強い意志と継続できる努力が必要です。安易に3年間で卒業できるわけではありません。

にゅうがくし きぼうちようさ おこな きぼうしゃ れんらく き さんしゅうせい じゅぎょう くだ  
 入学時、希望調査が行われます。希望者は連絡をしっかりと聞いて三修制の授業にのぞんで下さい。

がっこうせいかつ とくべつしどう きじゅん  
(7) 学校生活のきまり・特別指導の基準

がっこう  
ア 学校にはきまりがあります。

きまり・ルール違反を行った場合は、特別指導を行います。特別指導になると、家庭又は学校で学校から出された特別の課題を行い反省するまで授業には出られません。

すべての生徒が安全で安心した学校生活を送るため  
他人に迷惑をかける行為には厳しく対応します。

イ マナーは社会人として身に付けなければならない行動です。

所かまわず飲食したり、ゴミの投げ捨てたり、ガムの吐き捨てたりすること等は、許されることはありません。また、授業中の携帯電話の使用は禁止です。

ウ 自転車通学について

許可制です。ルールを守れない場合は許可を取り消します。

エ 服装

自由服です。高校生らしい服装を心がけてください。

オ 特別指導の対象となる行為および特別指導の内容

①特別指導の対象となる行為

- A: 無断外出、遅刻・無断欠席・中抜け 等
- B: 指導拒否、対教師暴言、定期券不正使用、喧嘩 等
- C: 喫煙、飲酒、考査不正行為、施設・設備破損 等
- D: 暴力、いじめ、薬物使用、窃盗、恐喝 等
- E: その他社会生活に反する行為

②特別指導の内容

- 1 厳重注意
- 2 謹慎 (自宅又は学校で反省をすること)

がっこうぎょうじ ぶかつどう  
(8) 学校行事・部活動

がっこうぎょうじ へいせい ねんど じっし おも ぎょうじ  
ア 学校行事 (平成30年度に実施した主な行事)

生徒総会、授業公開 (年間を通して実施)、夏期講習 (7, 8月)、文化祭 (9月)、  
体育祭 (10月)、全校遠足 (10月)、生徒総会及び立会演説会 (11月)、  
生徒会行事球技大会 (3月)、

「産業社会と人間」の授業で講演会等を実施 30年度年間行事予定は別紙参照

ぶ かつどう へいせい ねんど かつどう よてい ぶ かつどう  
イ 部活動 (平成31年度活動を予定している部活動)

- ①体育系 サッカー、硬式テニス、バドミントン、陸上競技、バスケットボール、野球、柔道
- ②文科系 文芸美術、軽音楽
- ③同好会 家庭科、生物活用



しんろしどう  
(9) 進路指導

そつぎょうじ かくせいと しんろさき き もくひょう しどう ねんかん つう しょくぎょうこうわ  
卒業時に各生徒の進路先が決まっていることを目標に指導します。3～4年間を通じて職業講話、  
もぎじゅぎょう じっし ねんじ じゅぎょう さんぎょうしゃかい にんげん ねんじ いこう じゅぎょう そうごう にん  
模擬授業などを実施します。また、1年次の授業「産業社会と人間」、2年次以降の授業「総合」「人  
げん しゃかい とお けいかくてき しどう すず  
間と社会」などを通して計画的に指導を進めます。

しんろ き  
進路を決めるために

けっせきにつすう すく せいせき りょうこう かがいかつどう せいとかいかつどう とう せんこう  
欠席日数が少ないこと、成績が良好なこと、課外活動（生徒会活動）等が選考のポイントになりま  
ちゅうい  
す。注意すること。

たっとう、ピアス等、 とう からだ あと のこ しんがくきぼうしゃ しきんけいかく た じゅんび  
タトゥー、ピアス等、体に跡が残ることはやらない。進学希望者は資金計画を立てて準備する。

じゅぎょうちゅう なな  
授業中の「七つのルール」



じゅぎょうちゅう  
授業中は、

1. 先生の指示に従う。
2. 指定された席に座る。
3. 授業と関係のない物（スマホ、飲食物等）は、机の上に置かない。
4. スマホを使用しない
5. 飲食しない。（ガムもだめ）
6. おしゃべりはしない。
7. 帽子、タオル、フードはとり イヤホン、ヘッドホンに耳につけない

としょかん りよう  
(10) 図書館の利用について

としょかん りよう  
ア 図書館の利用とマナーについて

としょかん りようじかん  
① 図書館の利用時間

- ていじせい りようじかん  
• 定時制の利用時間は **17時～21時40分** です。
- やす じかん ほうか こ りよう ちごくどう じゅぎょうじかん りよう  
• 休み時間、放課後に利用してください（遅刻等による授業時間の利用はできません）。
- じゅぎょう りよう ばあい たんとう せんせい しどう したが  
• 授業で利用する場合は、担当の先生の指導に従ってください。

としょかん  
② 図書館のマナー

- ししょじつ にゅうしつきんし  
• 司書室は入室禁止です。
- ようじ ばあい よ  
用事がある場合は、ドアをノックして呼んでください。
- としょかんない いんしょく きんし かんない いんしょくぶつ もちこみ きんし  
• 図書館内では飲食を禁止します。また、館内への飲食物の持込を禁止します。
- たにん めいわく こうい  
• 他人の迷惑となる行為はしてはいけません。
- おしゃべり、携帯電話などの利用は慎むこと。
- つくえ いす ね いす の もの あそ こうい ぜったい  
机や椅子に寝そべる、椅子を乗り物にして遊ぶなどの行為は絶対にしないこと。
- としょかん せつび きず としょ らくが  
• 図書館の設備に傷をつけたり、図書に落書きしたりしないこと。
- としょ かって も だ  
• 図書を勝手に持ち出さないこと。
- かしたし としょ ぶんしつ ぶんしつ ばあい げんそく げんぶつ べんしょう  
• 貸出の図書を紛失しないこと。紛失した場合は、原則として現物で弁償すること。

としょ か だ  
イ 図書の貸し出しについて

かしたし  
① 貸出

- としょ か ばあい  
【図書を借りる場合】
- としょかんり かしたし なまえ もう て  
バーコード（図書管理システム）による貸出です。クラスと名前を申し出てください。
- ざっし か ばあい  
【雑誌を借りる場合】
- ざっしかしたしひょう ひつようじこう きにゅう ていしゆつ  
「雑誌貸出票」に、必要事項を記入し、提出する。
- かしたしきげん しゅうかん  
※ 貸出期限は **2週間** です。ただし、貸出期限を延長することもできます。
- いちど か ほん さつすう さつくない  
※ 一度に借りることができる本の冊数は、 **5冊以内** です。
- かんない きんだいしゆつ ひょうじ さんこうとしょ げんそく かしたし  
※ 「館内」「禁帯出」などと表示されている参考図書は、原則として貸出できません。
- ざっし さいしんこう かしたし  
※ 雑誌の最新号は貸出できません。バックナンバーのみ貸出します。

へんきやく  
② 返却

- としょかんない はこ てわた へんきやく  
図書館内のカウンターの手渡しで返却してください。
- へいかん とし としょかんいりぐち  
(閉館の時は、図書館入口のブックポストに入れる。)

ウ リクエストについて

- としょかん ほん よ ばあい ようし きにゅう ていしゆつ  
図書館にない本で読みたいものがある場合、リクエスト用紙に記入して提出してください。

ほけんしつ りよう  
(11) 保健室の利用について

- ほけんしつ しんたいけいそく おうきゅうしょち けんこうそうだん ほけんがくしゅう りよう ばしょ  
ア 保健室は、身体計測・応急処置・健康相談・保健学習などに利用する場所です。

- じゅぎょうちゅう ほけんしつ きゅうよう ばあい ようこ せんせい しょうめいしょ せんせい  
イ 授業中に保健室で休養した場合、養護の先生から証明書を書き、その証明書を授業の先生に渡します。

- ほけんしつ やす じゅぎょう で ばあい じゅぎょう けっせき  
ウ 保健室で休んでいて授業に出なかった場合は、その授業は欠席とします。

- ほけんしつ し ばあい しょくいんしつ れんらく  
エ 保健室が閉まっている場合は、職員室へ連絡にて対応します。

- にほん しんこう  
オ 日本スポーツ振興センターについて

がっこうかんにりか いりょうきかん じゅしん ばあい ちりょうひ きゅうふ う てつづ  
学校管理下において、ケガをして医療機関に受診した場合、治療費の給付を受けられます。手続きは、  
ほけんしつ たんにん せんせい き  
保健室または担任の先生へ聞いてください。

#### カ 学校感染症について

びょういん はしか ふうしん でんせんびょう しんだん しゅつせきていし  
病院で麻疹や風疹、インフルエンザなどの伝染病と診断されたら、出席停止です。すみやかに、  
たんにん せんせい れんらく とうこうじ かんまつ とうこうきよかしようめいしよ たんにん ていしゅつ  
担任の先生に連絡しましょう。なお、登校時には、巻末の「登校許可証明書」を、担任に提出して  
くだ ていじせい きよかしよ ていしゅつ しゅつせきていし かいじよ  
下さい。定時制ホームページからもダウンロードできます。許可書の提出をもって出席停止の解除と  
します。

#### (12) 給食について

- ア 規則正しい学校生活をおくるために給食を摂る事が大切です。  
いっしょく えん けいざいてき  
イ 一食370円で、コンビニやファーストフードよりずっと経済的です。  
きゅうしょく ちゆう こ せい きゅうしょくひ ぜんのうせい まいつき よやく ひつよう  
ウ 給食は、申し込み制です。給食費は前納制で毎月の予約が必要です。

#### (13) 生徒会活動・生徒会会則

- ア 生徒会活動  
せいとかい ぶんかさい たいいくさい きゅうぎたいかい ぎようじ  
生徒会では、文化祭、体育祭、球技大会などの行事があります。  
せいとかい かいせき  
イ 生徒会会則

#### 第1章 総則

だい しょう ほんかい とうきょうとりつおうめそうごうとうがっこうていじせいかていせいとかい しょう  
第1条 本会は、東京都立青梅総合高等学校定時制課程生徒会と称する。

だい しょう ほんかい とうきょうとりつおうめそうごうとうがっこうていじせいかてい せいとかい かいじん ほんこうしよくいん こもん  
第2条 本会は、東京都立青梅総合高等学校定時制課程の生徒を会員とし、本校職員を顧問とする。

だい しょう ほんかい ていじせいかてい がっこうせいかつ じゅうじつ はってん ほか もくてき  
第3条 本会は、定時制課程の学校生活の充実と発展を図ることを目的とする。

だい しょう ほんかい ぜんじょう もくてき たっせい つぎ かつどう おこな  
第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 学校生活の充実と改善向上を図る活動
2. 生徒と諸活動間の連絡調整に関する活動
3. 学校行事への協力に関する活動

だい しょう ほんかい かくきかん きけつ ちゆうこう しょうにん え じっし  
第5条 本会の各機関の議決に基づく活動は、すべて校長の承認を得て実施する。

だい しょう ほんかい もくてきたっせい つぎ きかん お  
第6条 本会は、その目的達成のために次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 執行部
3. 各種委員会
4. ホームルーム
5. 部及び同好会

#### 第2章 生徒総会

だい しょう せいとそうかい ほんかい さいこうい しけつていきかん ぜんこうせいと こうせい せいとかいちょう しょうしゅう  
第7条 生徒総会は、本会の最高意思決定機関であり全校生徒をもって構成し、生徒会長が招集する。

だい しょう せいとそうかい ていきそうかい まいとし がつ がっこう ひら ひつよう おう りんじそうかい ひら りん  
第8条 生徒総会は、定期総会を毎年5月、10月頃に開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。臨

じそうかい ちゅうおういんかい しょうしゅう  
時総会は、中央委員会が招集することもできる。

だい しょう せいとそうかい つぎ じこう かん しんぎ きけつ  
第9条 生徒総会は、次の事項に関し、審議、議決する。

1. 会則の決定並びに改正に関する事項
2. 予算の議決及び決算の承認に関する事項
3. その他、本会の目的達成に必要な事項

だい しょう ぎけつ そうかいしゅつせきしゅ かはんすういじょう さんせい え  
第10条 議決は総会出席者の過半数以上の賛成を得なければならない。

#### 第3章 執行部

だい しょう しっこうぶ ほんかい しっこうきかん せいとかいちょう ぶかいちょう しょき ぶく めいじょう こうせい  
第11条 執行部は、本会の執行機関であり、生徒会長、副会長、書記を含む3名以上をもって構成する。

だい しょう しっこうぶいん せんにん りっこうほ すいせん ちゆう おこな そうかい しょうにん え  
第12条 執行部員の選任は立候補、推薦を以て行い総会で承認を得る。

だい しょう しゅうぶ つぎ かつどう おこな  
第13条 執行部は、次の活動を行うものとする。

1. 本会の目的達成に必要な企画立案並びに実施
2. 学校行事への協力に関する企画立案

だい しょう しゅうぶ ほ じょしゅう きかん つぎ せんもん いんかい お  
第14条 執行部は、補助執行機関として次の専門委員会を置く。

1. 中央委員会
2. 給食委員会
3. 美化委員会
4. 保健委員会
5. 図書委員会
6. 体育委員会
7. 文化委員会
8. その他必要な委員会

せんもん いんかい かく せんしゅう せんもん いんかい かい  
専門委員会は、各ホームルーム（クラス）から選出された委員によって構成する。

だい しょう せんきょ かんり いんかい  
第4章 選挙管理委員会

だい しょう せんきょ かんり いんかい かく せんしゅう せんきょ かんり いんかい こうせい しゅうぶ せんきょ かんり  
第15条 選挙管理委員会は、各ホームルーム選出の選挙管理委員をもって構成し、執行部の選挙を管理する。

だい しょう  
第5章 ホームルーム（クラス）

だい しょう せいとかい かつどう きそ そしき たんにん しどう しょかつどう おこな  
第16条 ホームルームは、生徒会活動の基礎組織であり、担任の指導のもとに諸活動を行う。

だい しょう つぎ じこう かん しんぎ ぎけつ しょり  
第17条 ホームルームは、次の事項に関し、審議し、議決し、処理する。

1. 総会の決定事項及び執行部会の企画事項の運営に関する事項
2. ホームルーム担任の提出した事項
3. その他、ホームルームにおいて必要と認められた事項

だい しょう かく いん せんしゅう  
第18条 ホームルームから、各委員を選出する。

だい しょう ぶ およ どうこうかい  
第6章 部及び同好会

だい しょう ぶ およ どうこうかい じしゅてき そうそうてき かつりょく がっこうせい かつ じつげん もくてき ほんかい いん じゅうい し  
第19条 部及び同好会は自主的、創造的な活力ある学校生活を実現することを目的とする。本会会員はその自由意思によってそれに属することができる。

だい しょう かいけい  
第7章 会計

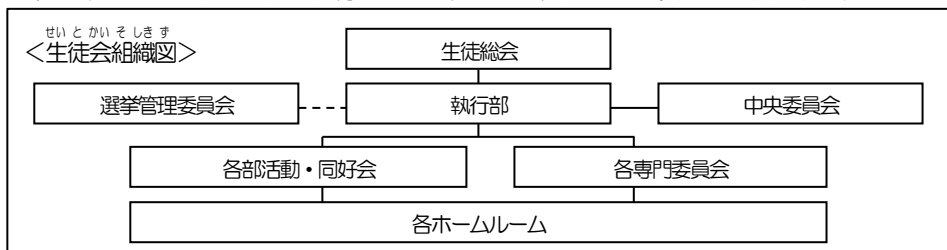
だい しょう ほんかい けいひ かいひ た しゅうにゅう かいひ ねんがく えん ぜんかい いん ねんかいひ  
第20条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれにあてる。会費は年額2040円とする。全会員は、年会費を所定の期日までに納入するものとする。ただし、年度途中の入会の場合は残余の月割額を納入する。また年度途中で退会した場合でも会費は返還しないものとする。

だい しょう ほんかい かいけい ねんご まいとし がつ についたち はじ よくとし がつ にち お  
第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

だい しょう ぼそく  
第8章 補則

だい しょう ほんかい かいけい ねんご まいとし がつ についたち はじ よくとし がつ にち お  
第22条 本会会則は、平成18年9月1日より効力を発する。

だい しょう ほんかい かいせう かいせい せいと そうかい しゅうせきしゅう かはんすう いじょう さんせい ひつよう  
第23条 本会の会則改正は、生徒総会で出席者の過半数以上の賛成を必要とする。



ふそく	かいそく	へいせい	ねん	が	についたち	へいせい	ねん	が	つ	いつちかいせい	せいとかいひ	かいせい
附則	この会則は	平成23年	11月	16日	改正	平成24年	4月	1日	改正	生徒会費の改正		
		平成25年	4月	1日	改正	平成27年	4月	1日	改正	部活動一覧改正		
		平成28年	4月	1日	改正					生徒会費の改正		

けいえいき かくしつ じむしつ とりあつかい まどぐち  
(14) 経営企画室（事務室）取扱い窓口について

まどぐち こと じ ふん ひら じむてき とどけて けいえいき かくしつ おこな  
窓口は午後7時25分まで開いています。事務的な届出などは経営企画室で行います。

ほごしゃ みなさま  
保護<sup>ほご</sup>者<sup>しゃ</sup>の皆<sup>みな</sup>様<sup>さま</sup>へ

東京都立青梅総合高等学校  
校長 鈴木 信也

インフルエンザ<sup>など</sup>等<sup>かんせんしやう</sup>の感<sup>ばあい</sup>染<sup>しやうめいしよ</sup>症<sup>ていしゆつ</sup>にかか<sup>ばあい</sup>った場<sup>しやうめいしよ</sup>合<sup>ていしゆつ</sup>の証<sup>ていしゆつ</sup>明<sup>ていしゆつ</sup>書<sup>ていしゆつ</sup>の提<sup>ていしゆつ</sup>出<sup>ていしゆつ</sup>に<sup>ていしゆつ</sup>つ<sup>ていしゆつ</sup>いて

がっこうほけんあんぜんほうしこうきそく がっこう よぼう かんせんしやう しゆつせきていし きかん さだ  
学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感<sup>かん</sup>染<sup>せいと</sup>症<sup>とうこう</sup>」には出<sup>きかん</sup>席<sup>しゆつせき</sup>停<sup>しゆつせき</sup>止<sup>しゆつせき</sup>の期<sup>しゆつせき</sup>間<sup>しゆつせき</sup>が定<sup>しゆつせき</sup>め<sup>しゆつせき</sup>ら<sup>しゆつせき</sup>れ  
てい<sup>し</sup>ま<sup>やす</sup>す。この期<sup>きかん</sup>間<sup>けつせきあつかい</sup>は学<sup>しん</sup>校<sup>だん</sup>内<sup>けつ</sup>での感<sup>かん</sup>染<sup>せいと</sup>症<sup>とうこう</sup>拡<sup>きかん</sup>大<sup>しゆつせき</sup>を防<sup>しゆつせき</sup>ぐた<sup>しゆつせき</sup>め、り患<sup>しゆつせき</sup>した生<sup>しゆつせき</sup>徒<sup>しゆつせき</sup>が登<sup>しゆつせき</sup>校<sup>しゆつせき</sup>で<sup>しゆつせき</sup>き<sup>しゆつせき</sup>な<sup>しゆつせき</sup>い<sup>しゆつせき</sup>期<sup>しゆつせき</sup>間<sup>しゆつせき</sup>で<sup>しゆつせき</sup>す。<sup>しゆつせき</sup>（出<sup>しゆつせき</sup>席<sup>しゆつせき</sup>停<sup>しゆつせき</sup>止<sup>しゆつせき</sup>に<sup>しゆつせき</sup>よ<sup>しゆつせき</sup>り<sup>しゆつせき</sup>休<sup>しゆつせき</sup>んだ<sup>しゆつせき</sup>期<sup>しゆつせき</sup>間<sup>しゆつせき</sup>は欠<sup>しゆつせき</sup>席<sup>しゆつせき</sup>扱<sup>しゆつせき</sup>い<sup>しゆつせき</sup>に<sup>しゆつせき</sup>は<sup>しゆつせき</sup>な<sup>しゆつせき</sup>り<sup>しゆつせき</sup>ま<sup>しゆつせき</sup>せ<sup>しゆつせき</sup>ん。）

これら<sup>かんせんしやう</sup>の感<sup>りめんさんしやう</sup>染<sup>かのうせい</sup>症<sup>けつせき</sup>（裏<sup>ばあい</sup>面<sup>じゆぎやうかいしじかんまえ</sup>参<sup>がっこう</sup>照<sup>れんらく</sup>）の可<sup>しん</sup>能<sup>だん</sup>性<sup>けつ</sup>があ<sup>すみ</sup>つ<sup>れんらく</sup>て<sup>ねが</sup>欠<sup>ねが</sup>席<sup>ねが</sup>さ<sup>ねが</sup>せる<sup>ねが</sup>場<sup>ねが</sup>合<sup>ねが</sup>に<sup>ねが</sup>は、授<sup>しん</sup>業<sup>だん</sup>開<sup>けつ</sup>始<sup>すみ</sup>時<sup>れんらく</sup>間<sup>ねが</sup>前<sup>ねが</sup>に学<sup>しん</sup>校<sup>だん</sup>へ<sup>けつ</sup>連<sup>すみ</sup>絡<sup>れんらく</sup>し<sup>ねが</sup>て<sup>ねが</sup>く<sup>ねが</sup>だ<sup>ねが</sup>さい。また、診<sup>しん</sup>断<sup>だん</sup>結<sup>けつ</sup>果<sup>すみ</sup>に<sup>れんらく</sup>つ<sup>ねが</sup>い<sup>ねが</sup>つ<sup>ねが</sup>て<sup>ねが</sup>も速<sup>すみ</sup>や<sup>れんらく</sup>か<sup>ねが</sup>に<sup>ねが</sup>連<sup>すみ</sup>絡<sup>れんらく</sup>を<sup>ねが</sup>お願<sup>すみ</sup>い<sup>れんらく</sup>し<sup>ねが</sup>ま<sup>ねが</sup>す。

医<sup>い</sup>師<sup>し</sup>の指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>等<sup>な</sup>に<sup>ほ</sup>よ<sup>か</sup>り、他<sup>ほ</sup>へ感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>さ<sup>かん</sup>せる<sup>かん</sup>お<sup>かん</sup>そ<sup>かん</sup>れ<sup>かん</sup>が<sup>かん</sup>な<sup>かん</sup>く<sup>かん</sup>な<sup>かん</sup>つ<sup>かん</sup>た<sup>かん</sup>生<sup>せい</sup>徒<sup>と</sup>を<sup>せい</sup>再<sup>さい</sup>登<sup>さい</sup>校<sup>さい</sup>さ<sup>さい</sup>せる<sup>さい</sup>際<sup>さい</sup>に<sup>さい</sup>は、以<sup>い</sup>下<sup>か</sup>の「登<sup>とう</sup>校<sup>こう</sup>許<sup>きょ</sup>可<sup>きゃく</sup>証<sup>じやう</sup>明<sup>めい</sup>書<sup>しよ</sup>」を<sup>しよ</sup>担<sup>たん</sup>任<sup>にん</sup>へ<sup>てい</sup>ご<sup>いし</sup>提<sup>いし</sup>出<sup>いし</sup>く<sup>いし</sup>だ<sup>いし</sup>さい。

登校許可証明書

東京都立青梅総合高等学校長殿

生徒氏名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_

病 名 : \_\_\_\_\_

発病・初診年月日： 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の疾患が治癒し、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校してよいことを  
証明いたします。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名・医師名

\_\_\_\_\_ 印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ  ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロ ナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウ イルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清型は 現時点で H5N1 及び H7N9。	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児 にあつては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第三種感 染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出 血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感 染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要 する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例  
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）